

## 連合会組織へのその後の動向について

前号、協会だより58号でお知らせいたしました、設備設計事務所協会の連合会組織についてのその後の状況についての情報です。(一社)日本設備設計事務所協会(以下、日設協)の生立ちを辿ると、当時の(社)日本設備設計家協会と任意団体だった日本設備設計事務所協会連合会が監督官庁の指導を踏まえ、話し合いで統合・発足しました。しかし現状の組織は、当時の連合会に至る経緯や建築設備士に伴う議員連盟問題などの過去のトラウマやアレルギーから、日設協と連携が取れているのは36都道府県に留まっています。そのため関係官庁や建築関連団体への発言力は弱いものになっているのが現実です。そこで日設協では特別委員会を設置し関係先にアピール度が強く、あるべき姿の団体として連合会組織についての検討を進めていました。このような背景のもと、現状で日設協と連携が取れていない各府県設備設計事務所協会をも含めて、設備設計関係協会全国会長会議が11月18日開催されました。以下はその時の議事録から読み取った状況と動向です。

この日、47都道府県の内41都道府県計46名の方が出席されました。意見交換に先立ち、まず各都道府県協会から各地区の意見や意向の確認が行われています。当日欠席だった県協会の意向については、当該ブロック長により代理報告がされました。それによると、ほとんどの道府県協会が賛成または、それに向け動こうとする意向で、連合会組織の設立に向け期待を込めて検討が進められていることを知ることが出来ました。一方、今後、総会等を通じ会員に対し説明し、意見を聴きながらその方向性を確認するところは、当協会の東京都を含め少数ながらあり、反対の意向を表明するところは皆無であることも分かりました。そして賛成を表明、またはその意向である県協会の中でも、「会員が財政的に厳しく県協会からの退会も多く、県協会自身の存続さえ懸念されている。連合会になってからの会費の在り方や、議決権、運営方法などを明らかにして欲しい」との意見が出ました。また、「建築設備士という規制で会員を拘束することには異論がある。資格者でなくても構成員として認められるようにしてもらいたい」などとする意見も出ています。一方、過去の色々な経緯により現在、日設協と連携が取れていない府県協会を含め、「47都道府県が全て加入し、一同が揃って連合会として行政府、立法府に要望していくことが求められる」とする意見が大勢を占めているように思われます。

各地区からの意見や意向の説明の後、日設協の西田会長から連合会組織についての説明が行われました。「連合会は、日設協から連合会に移行するのではなく、連合会丸という「別の船」を用意すること。各地区協会が有志となって連合会丸を作り上げると理解いただきたい」としました。これを受け意見交換に移り、「事務所協会として会費を納め、尚且つ連合会設立過程で連合会にも会費を納めると経費負担が二重になる心配がある」「日設協を連合会に移行するのが良いのでは」などの意見が出て活発な討議が行われました。これらの疑問に対し西田会長は、「日設協と連合会は構成員が違う。日設協は個々の事務所が正会員であり、地区協会に入っていないところもある。連合会は各都道府県協会が正会員となる。連合会は構成員の地区協会の方々の拠出金によって準備し、設立し、運営していく行を表を考えている。設立までにかかる費用は前払い金として処理する考えで良いのでは」としました。

会議は全体として連合会に向かうのがあるべき姿とし、連合会にするために問題となる会費などの財政面、立ち上げ方、並びに運営方法など、連合会設立に関する意見が集中しました。このことから、早急に連合会に向けての準備委員会が発起人会を作り、検討を進めるべきとの意見にまとまったように見えます。それぞれの意見を聴き西田会長は、「今の段階は、まだ地区協会によってはこれから理事会や総会で説明するところもあるので、この日の意見や趣旨を持ち帰りコンセンサスをとって、もう1回、全国会長会議を開催してはどうか」として閉会したと記録されています。

まだ、連合会組織への方向付けの意志表明していない当協会としても、全国の動きを含めた動向と会員への意向確認、その後の意志決定が注目されます。

## 委員会の報告

10月24日発行の「協会だより58号」以降の各委員会では、次のような活動、審議、報告を行いました。

### <総務委員会>

1. 次期役員選挙について
  2. 関東地方整備局との意見交換会の実施
  3. 東京・関東ブロック会議の実施
  4. 日設協理事会報告について
  5. 平成26年度の収支・執行状況について
- ### <業務環境改善委員会>
1. 建築設備士賠償責任保険について
  2. オープンデスク制度について
  3. 消防設備士講習会について
  4. メーカー見学会について
  5. BIMについて

### ●次期役員選挙について●

平成27年～28年度の理事・監事を選出する協会役員選挙が来春スタートします。今後の予定は、まず正会員事務所の協会への代表登録名義人(役員届出者)確認を行います。その後、2月20日に告示と共に立候補・推薦の受け付けを開始し、3月20日に同締め切り、4月14日～5月1日投票、5月11日に開票を行い、定時総会において正式に決定する予定です。理事数は、正会員理事12名、員外理事8名です。これに伴い選挙管理特別委員会が設置され、委員長に阿部克己氏(株)創協同設計事務所)、委員に柿沼三氏(有)Z〇設計室)が担当されています。協会の更なる発展に向けて、多くの正会員に立候補していただき、また、有能な人材を推薦いただくようお願いいたします。なお、監事2名は理事会の推薦により選出されることとなります。

### ●関東地方整備局と意見交換会開催●

恒例となっている当協会と国土交通省関東地方整備局営繕部との意見交換会が12月11日、さいたま新都心合同庁舎2号館で開催されました。営繕部からは伊藤誠恭設備対策官はじめ計6名、当協会からは小林会長以下計11名が出席しました。関東地方整備局からは「平成27年度官

### <環境・技術委員会>

1. 環境配慮データの収集について  
(太陽光発電、雨水利用、太陽熱利用の状況)

### <事業委員会>

1. 平成26年度新技術セミナーの実施

### <広報・情報委員会>

1. 会誌MET20号の掲載記事の検討
2. 協会だより59号への情報収集

### <賛助会>

1. 運営委員会の活動状況について
2. 協会の最近の動きについて
3. 設備女子会について勉強会

庁営繕関係予算概算要求概要」の説明と「設備設計事務所への要望」が伝えられました。当協会からは今年度実施した「正会員事務所の実態調査アンケート結果」「正会員事務所におけるBIMへの対応調査結果」などを説明し、今後に向けた要望をするとともに意見交換を行いました。

### ●平成26年度の東京・関東ブロック会議開催●

関東地区の設備設計事務所協会が意見交換を行う、本年度の東京・関東ブロック会議・7都県交流会が10月22日、千代田区の如水会館で実施されました。本年度は幹事県である栃木県の加藤会長の開会挨拶の後、来賓の日設協の西田能行会長のご挨拶をいただき加藤栃木県会長を議長に選出しスタートしました。当協会からは小松副会長が出席、日設協が検討する連合会方式のメリットとデメリットの説明を要望しました。これに対し西田会長からは、近々開かれる設備設計関係協会全国会長会議において説明したいとされました。また、他県協会からは技術者不足、高齢化などに伴う正会員の減少や事業所縮小、さらには廃業も増えているという悩みが伝えられました。その他、国交省告示第15号の設備設計に対する標準業務時間数の見直し、改修工事の設備設計業務算定方式の確立などを求める要望が出されました。

### ●BIMアンケート調査まとめ●

BIM(ビルディング・インフォメーション・モデリング)は、建物のライフサイクルにおける行程で3次元の各種データを生成・管理し、建物設計および建設の生産性を向上させるものとされ、今後の建築や設備の重要なツールとされるものです。後継者育成小委員会は、先般、正会員に対し「BIMアンケート」を実施しましたが、この度、その調査結果がまとめられました。その結果、正会員73社中42社から回答を頂き、実際にBIMプロジェクトに関与した事務所は6社に留まっていることがわかりました。また、会社としてBIMに取り組んでいる事務所は8社、検討中15社、取り組んでいないところは19社でした。「検討中」とした事務所のBIM対応に取り組むための問題点は、体制を作るためのコスト、人員の確保・教育などが上げられました。一方、「取り組んでいない」と回答した事務所では、取り引き先から需要がない、BIMに対する知識技術が足りないなどが上げられています。これらのアンケート結果の全容は会誌METで掲載する予定になっています。

### ●平成26年度建築設備士試験結果発表●

この度、(公財)建築技術教育普及センターから平成26年度の建築設備士の結果が発表になりました。その結果は、第1次試験には2,367人が受験し652人が合格(合格率27.5%)でした。第2次試験は第1次試験の合格者を含む852人が受験し最終合格者は449人(52.7%)で、全体を通じた総合合格率は17.3%となりました。第2次試験の合格者の属性は、職種別で空調関連40.5%、衛生関連19.2%、電気関連22.7%となっています。勤務先では設備設計事務所が12.5%、空調・衛生設備工事業社は21.4%、電気設備工事業社は6.7%でした。職務内容では、設計が47.4%と半数を占め、工事監理8.5%、施工管理22.9%でした。また年齢別では30代が37.9%、40代が31.4%と働き盛りが大多数を占めたことが分りました。

### ●省エネ建築 義務に 17年度から商業施設やホテル●

日本経済新聞(12月13日)によれば「国交省は多くの人が集まる大型店やホテル、病院などの施設から出る温暖化ガスを減らすため省エネ基準を満たさない建築の着工を段階的に規制する。産業部門や輸送部門の現在の省エネ対策は、経産省が所管する省エネルギー法に基づいている。国交省は現行法から建築部門を切り離し、新法を来年の通常国会に提出する方針を固めた。建築部門の13年度のCO<sub>2</sub>排出量は1990年比71%増えた。産業部門(11%減)や運輸部門(2%増)より高い伸び率を示しており、国交省は現行法では不十分だと判断した。2017年度以降、床面積が2000m<sup>2</sup>以上の病院や福祉施設、ホテル、飲食店を対象に、13年に施行された新しい省エネ基準への適合を義務付け、満たさない場合は着工を原則認めない方針だ。19年以降にはより狭い300m<sup>2</sup>以上の建築物まで対象を広げる予定だ。具体的省エネ政策は、外壁や窓の断熱化、空調設備の効率的な運用、再生エネの活用を想定している。基準を満たさなければ是正命令を出し、従わない建築主に罰則を科す」と一般建築にも省エネ基準が適用されることを伝えています。

### ●途上国要求の被害軽減策も盛り込み合意 COP20閉幕●

朝日新聞(12月15日)によれば「ペルーで開かれていたCOP20は、各国が提出する2020年以降の温暖化対策の目標に盛り込む項目などに合意し、14日閉幕した。先進国と途上国の対立は土壇場で妥協ははかられ、来年度の合意を目指す新しい枠組みづくりに望みをつないだ。新たな国際枠組みでは、一部の先進国のみが温室効果ガスの削減義務を負う京都議定書に代わり、途上国も含めた全ての国が参加する。主な合意事項は「20年以降の温暖化対策の目標を、準備できる国は来年3月までに出すことを改めて確認する」「目標には、温室ガス削減だけでなく、被害の軽減策を盛り込むことも検討する」「目標には、対策の基準とする年や期間などのほか、国情に照らし、どうして意欲的と考えるかなどの情報を含められる」とCOP21に向けた今年の会議結果を伝えました。

### ●新規加入会員のご紹介●

	社名	業種
協会員	(株)エコテックインテグレーション研究所	省エネコンサル

### ●2015年新春賀詞交歓会のご案内●

新年を寿ぐ2015新春賀詞交歓会が下記の予定で開催されます。  
・日時：平成27年1月15日(木)  
18:00～20:00  
・場所：グランドパレスホテル 3階 白樺の間  
賑やかで爽やかな会になるよう、多くの方による参加をお待ちします。

### ●号外版の予定●

本年12月、トヨタが、来年にはホンダが究極のエコカーと言われる燃料電池車の販売を始めます。この燃料となる水素について、国は「水素社会の実現」などの施策を発表、東京都や民間各社もこれに呼応しています。そこでこれらの関連ニュース等を号外版で、1月に発行する予定です。